

「道路交通法の一部を改正する法律」 について

～高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備～

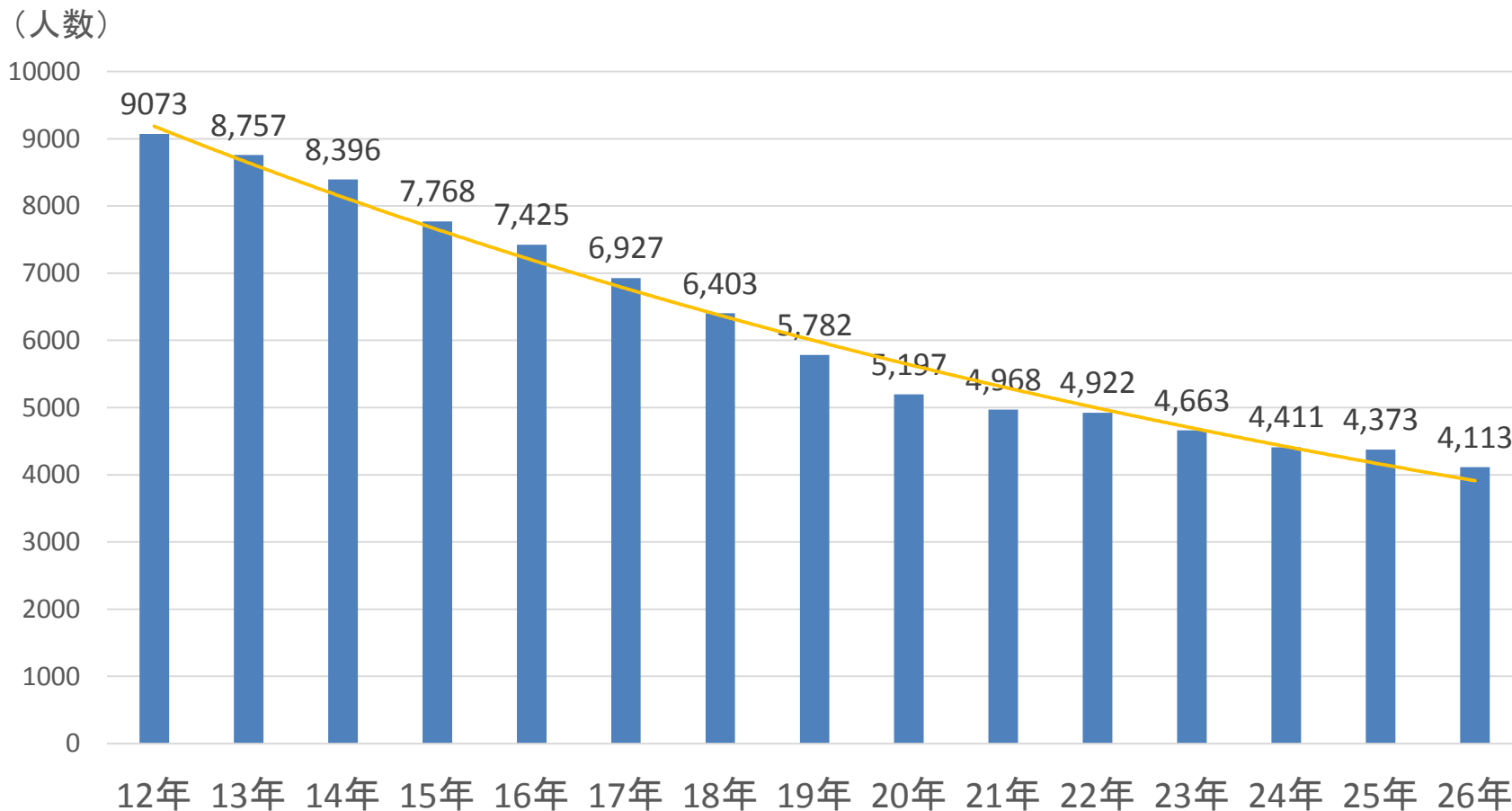
警察庁交通局運転免許課長
郷治知道

目次

- 1 改正の背景
 - 高齢者の交通事故発生状況等
- 2 改正の経緯
 - 高齢者の在り方に関する調査研究
 - 高齢者による交通事故防止に関するアンケート
 - パブリックコメントによる国民の反応
- 3 改正法の概要
 - 臨時認知機能検査
 - 臨時高齢者講習
 - 臨時適性検査
- 4 今後の施行準備の状況
- 5 おわりに

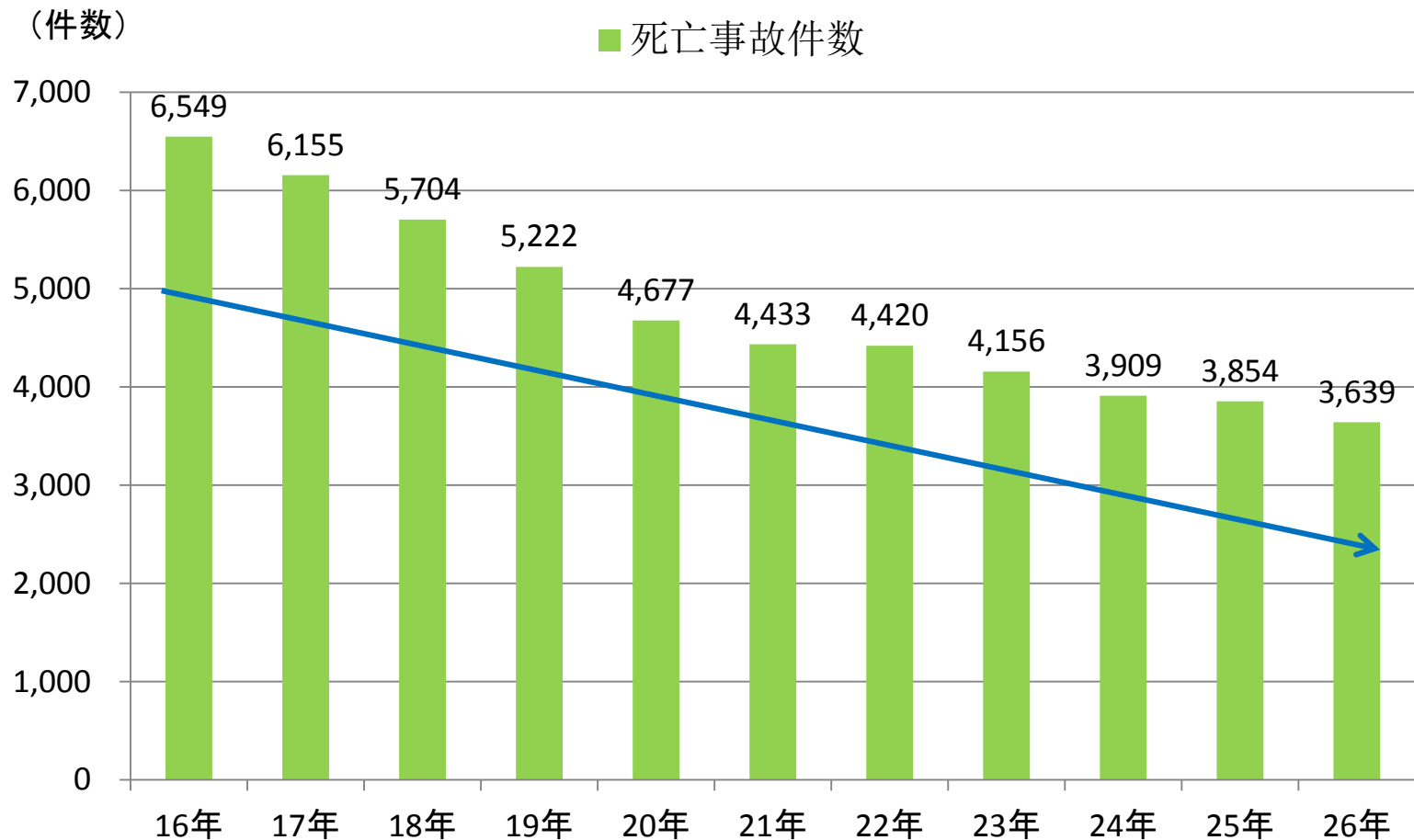
1 改正の背景

(1) 交通事故死者数の推移(平成12年～平成26年)



1 改正の背景

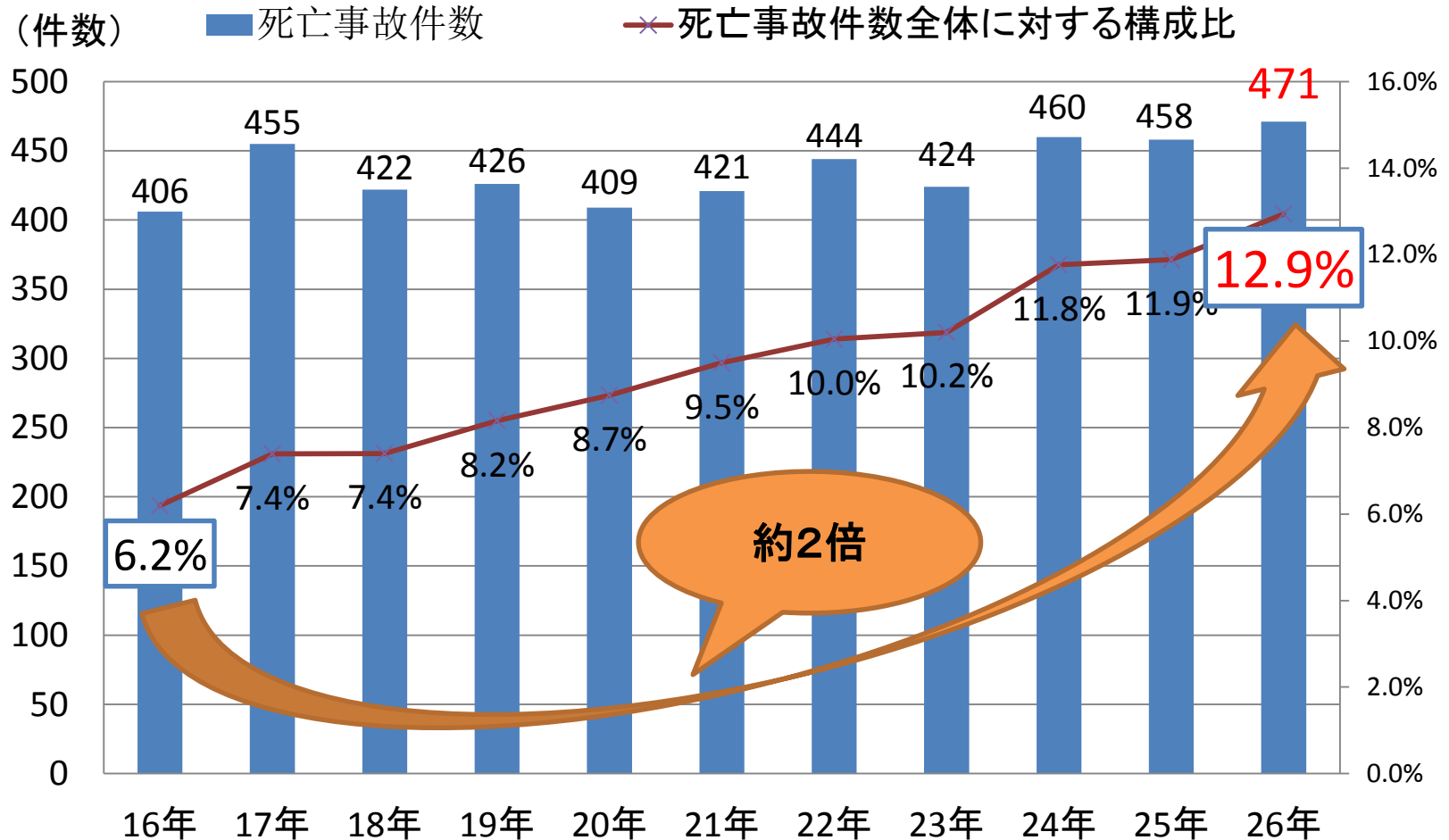
(2) 交通死亡事故件数の推移(平成16年～平成26年)



注: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

1 改正の背景

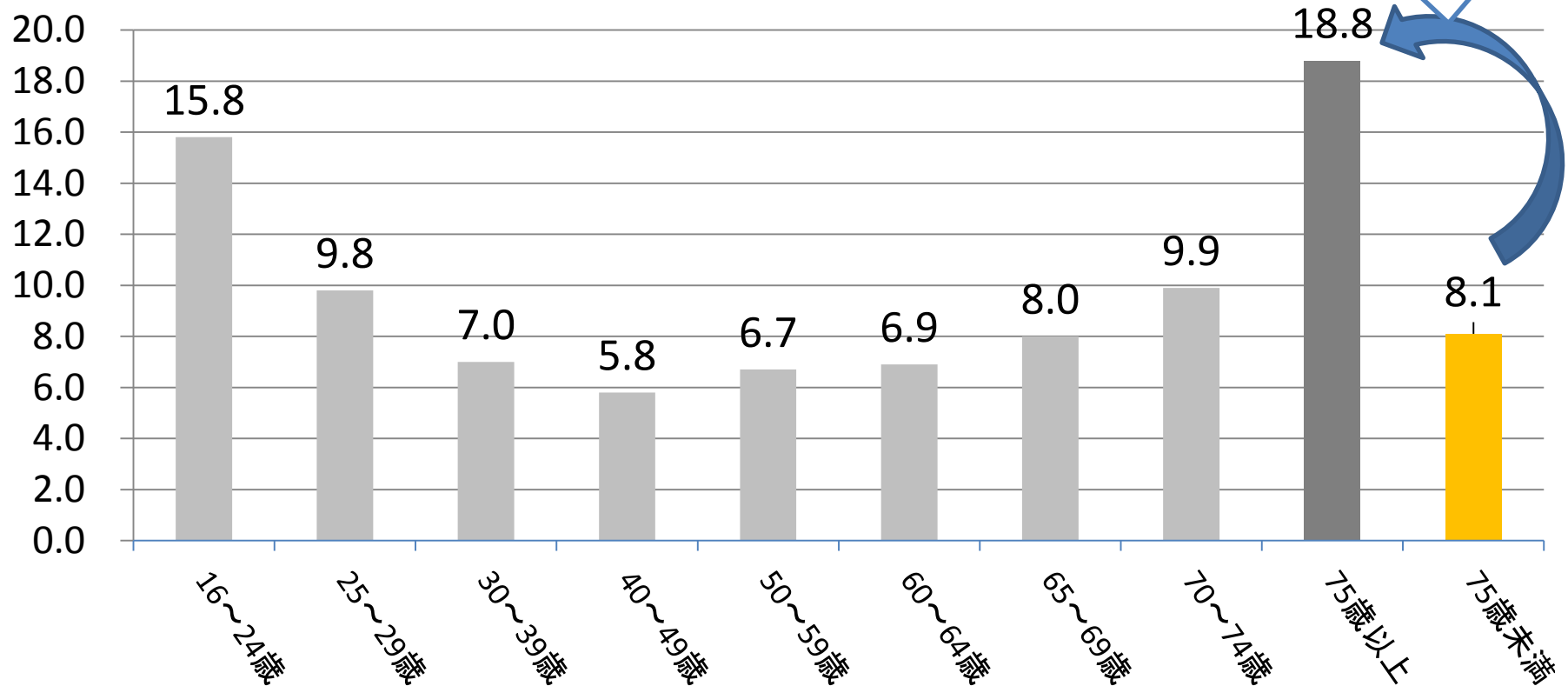
(3) 75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数・構成比 (平成16年～平成26年)



注: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

1 改正の背景

(4) 第1当事者の年齢層別免許保有者10万人当たり死亡事故件数(平成16年中)

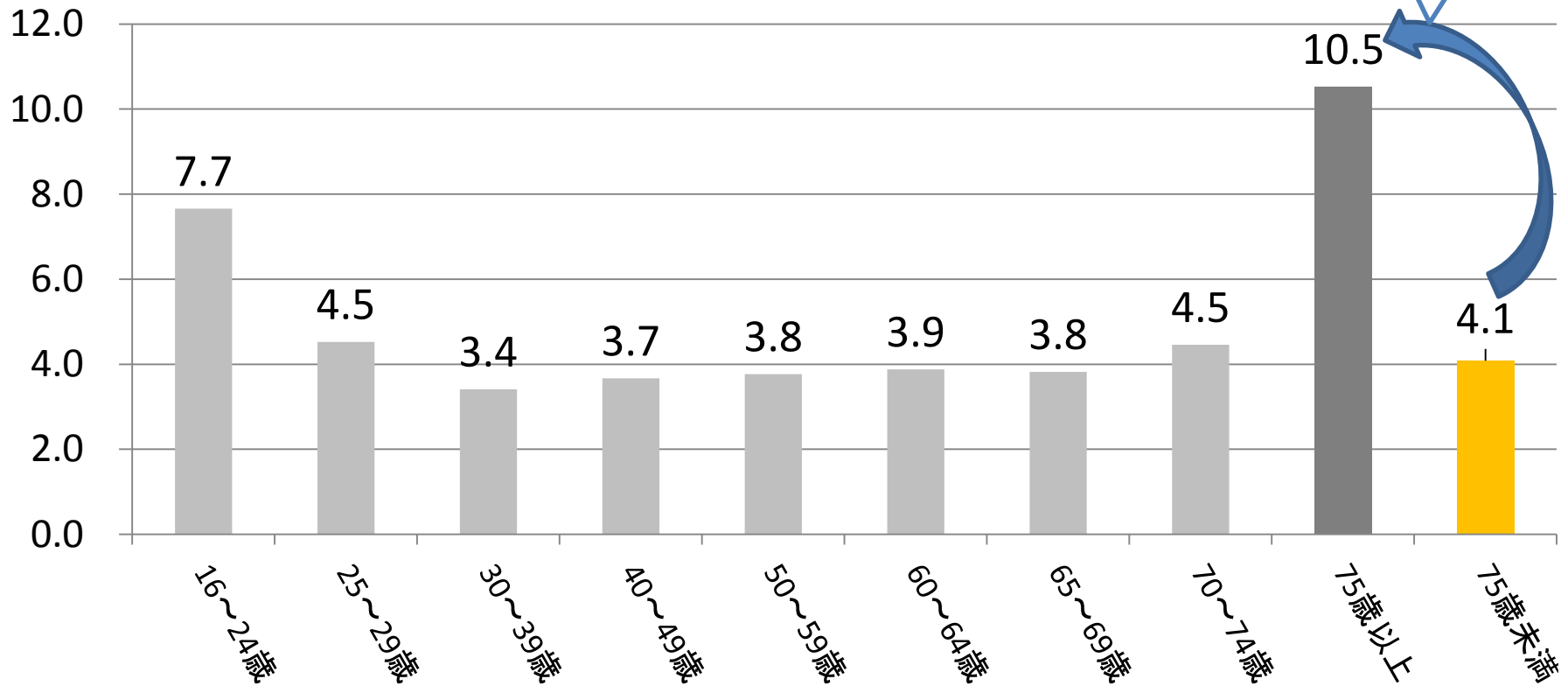


注1： 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

注2： 平成16年12月末現在の免許保有者10万人当たりで算出した数である。

1 改正の背景

(5) 第1当事者の年齢層別免許保有者10万人当たり死亡事故件数(平成26年中)



注1: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

注2: 平成26年12月末現在の免許保有者10万人当たりで算出した数である。

1 改正の背景

(6) 記憶力・判断力が低くなっている者による運転の特徴

1 信号無視

赤信号で、車体の全部又は一部が停止位置を超えた者の割合が、記憶力・判断力に心配のない者に比べ、記憶力・判断力が低くなっている者については、**2.3倍**

2 一時不停止

道路標識等による一時停止場所で、停止線の手前で減速しないまま通過した者の割合が、記憶力・判断力に心配のない者に比べ、記憶力・判断力が低くなっている者については、**1.8倍**

3 運転操作不適

注意を向けた方向にハンドルも向けてしまうなど、不適切な運転操作のため、蛇行したり、フラついたりした者の割合が、記憶力・判断力に心配のない者に比べ、記憶力・判断力が低くなっている者については、**1.4倍**

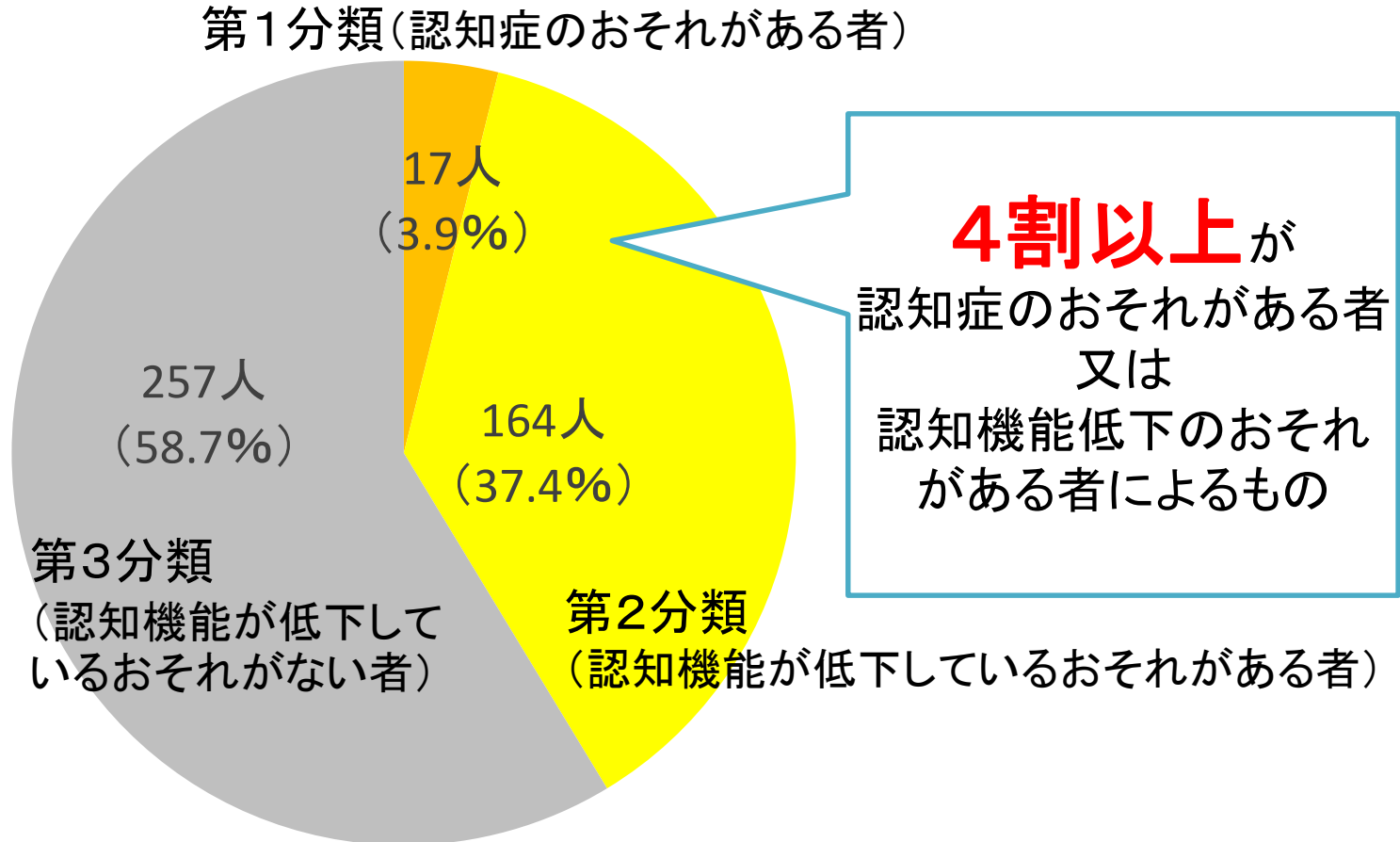
4 進路変更

進路変更の合図をしなかった者の割合が、記憶力・判断力が低くなっている者に比べ、記憶力・判断力が低くなっている者については、**1.5倍**

(注1) 講習予備検査を任意に受けた70歳以上の高齢者講習受講者約4千人が、同講習において自動車等を運転した際のデータによる。(平成18年)

1 改正の背景

(7)75歳以上の運転者による死亡事故に係る 第1当事者の認知機能検査結果(平成26年)

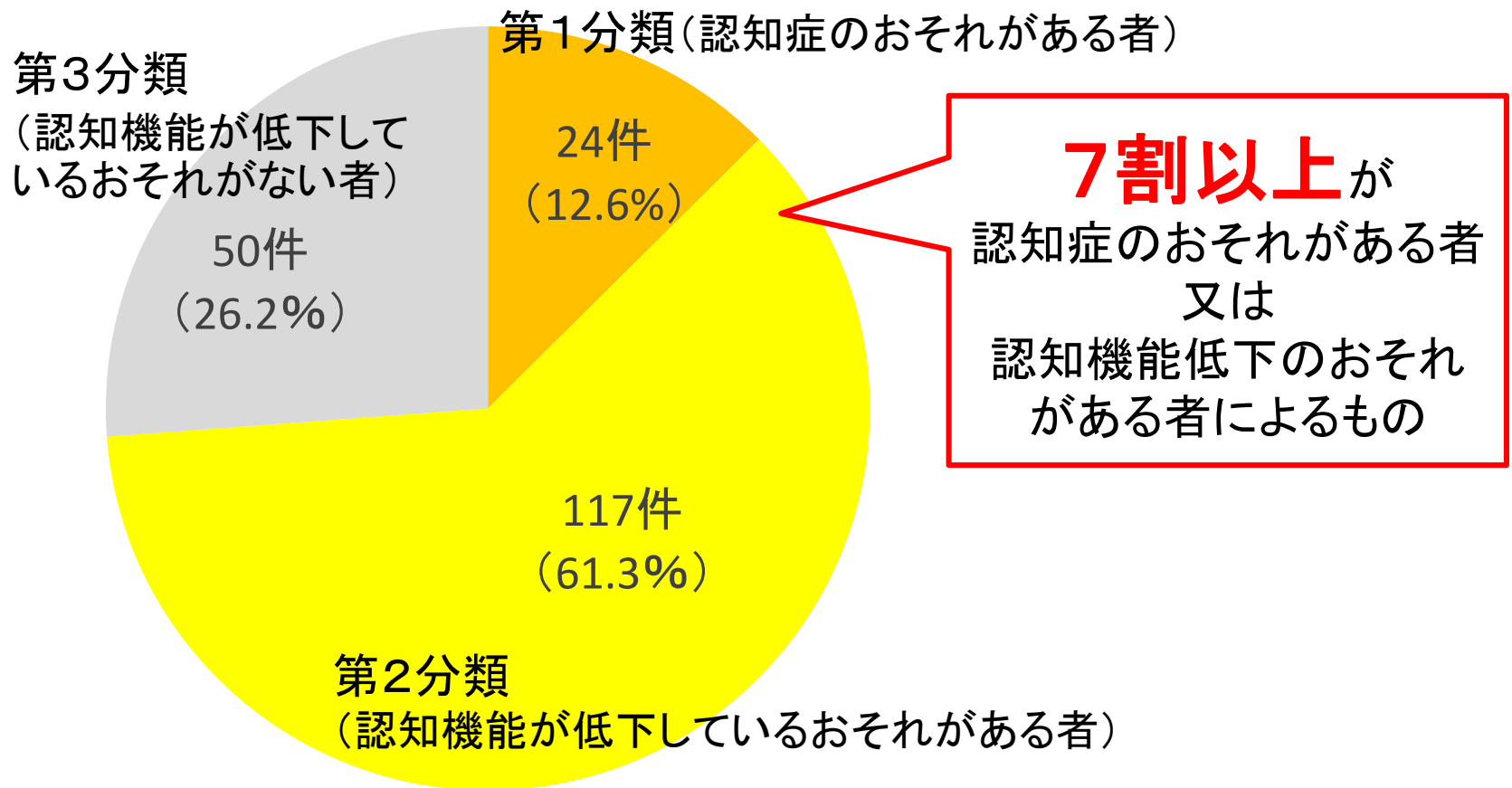


注 平成26年中の死亡事故について、第1当事者が75歳以上であるもの(471件)のうち、事故前に認知機能検査を受検していた438件に対する当該認知機能検査の結果を表記している。

なお、小数点第2位で四捨五入しているため、割合の計は必ずしも一致しない。

1 改正の背景

(8) 75歳以上の運転者による高速逆走事案に係る
認知機能検査結果(平成22年9月～平成26年12月末)

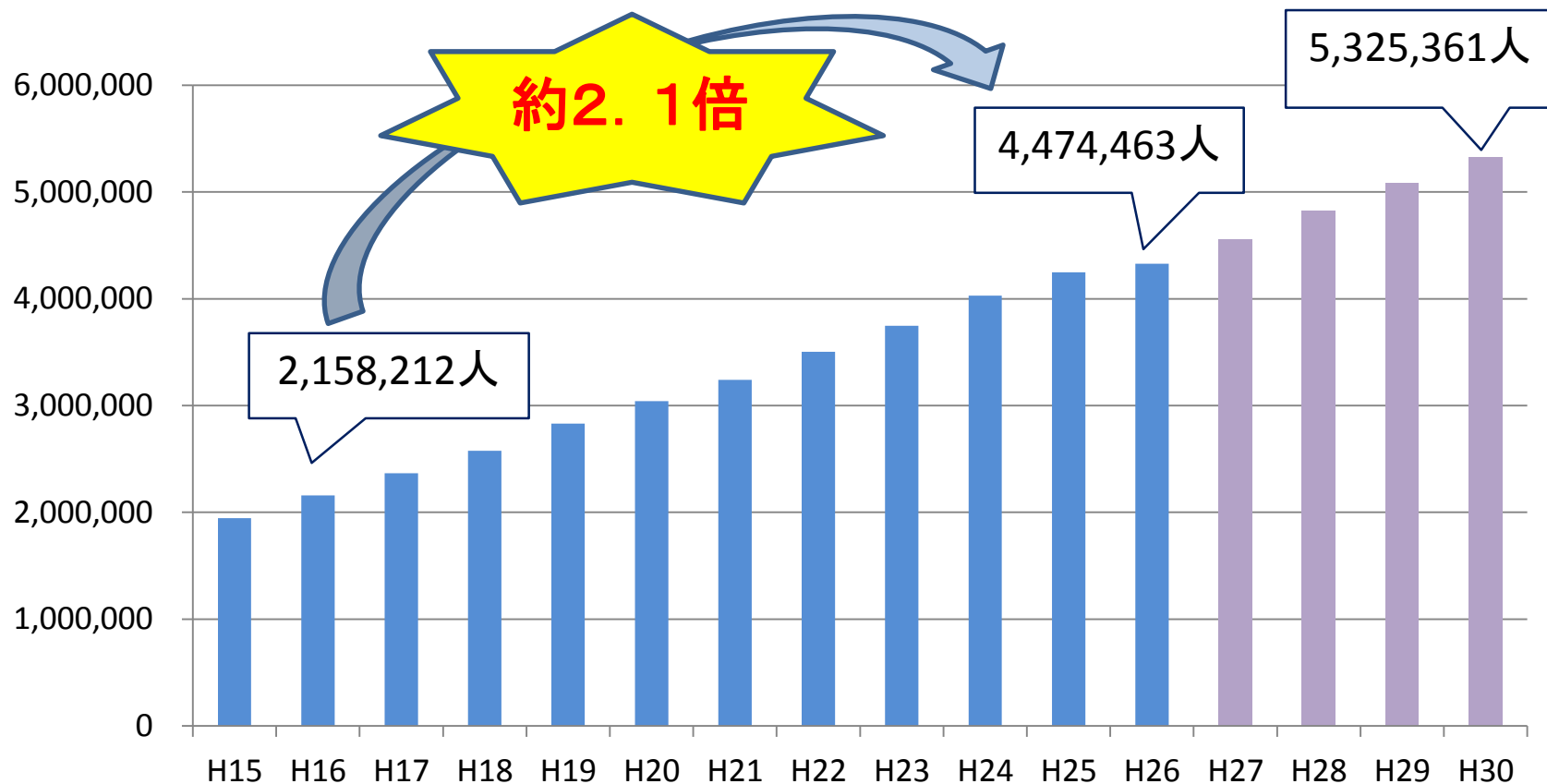


注 平成22年9月から平成26年12月末までに発生した高速逆走事案として都道府県警察から報告を受けた事案のうち、事案発生前に当事者が認知機能検査を受検し、結果が判明している191件 に対する当該認知機能検査の結果を表記している。

なお、小数点第2位で四捨五入しているため、割合の計は必ずしも一致しない。

1 改正の背景

(9) 75歳以上の運転免許保有者数の推移



注：平成27年以後については財団法人全日本交通安全協会による「運転免許保有者数等の将来推計に関する調査研究」（平成24年3月）の運転免許保有者数の推計値に基づく。

2 改正の経緯

(1)はじめに

平成25年度～平成26年度

高齢者講習の在り方に関する調査研究

平成26年4月

高齢運転者による交通事故防止に関するアンケート



平成27年1月16日 道路交通法改正骨子案について
(～2月4日) **パブリックコメント**を実施

平成27年6月11日

第189回通常国会で可決・成立



平成27年6月17日

改正道路交通法の**公布**

運転免許に係る欠格事由の変遷

道路交通法制定当時(昭和35年)

絶対的欠格事由

精神病、てんかん等病名により、免許を与えないこととされていた。

「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(抄)(平成11年8月障害者施策推進本部決定)

「(略)、資格・免許又は業の許可等への欠格事由として障害者を表す身体又は精神の障害を掲げている法令の規定、(略)(以下「障害者に係る欠格条項」という。)については、障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因とならないよう(略)、対象となるすべての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとるものとする。」

平成13年改正後の道路交通法(平成14年6月1日施行)

相対的欠格事由

自動車等の運転への支障の有無により免許取得の可否を個別に判断することとされた。

第九十条 (免許の拒否等) 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(略)に対し、免許を与えないなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(略)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

- 一 次に掲げる病気にかかっている者
 - イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの
 - ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの
 - ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

(以下略)

一定の病気に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会の提言(H24.10.25)

平成25年 道路交通法の一部改正

質問票、医師の届出、暫定停止等

～ 一定の病気等に係る運転免許の可否に関する手続の流れ ～

警察における一定の病気等にかかっている疑いがある者の把握

- ・運転適性相談窓口への相談
- ・交通取締り
- ・交通事故捜査
- ・免許申請時、免許証更新申請時における質問票
- ・医師の届出

一定の病気等にかかっている疑いなし

本人・家族の個別聴取

免許継続容認

一定の病気等にかかっている疑いあり

臨時適性検査の通知
(暫定的停止)

主治医の診断書の提出

一定の病気等にかかっていない

免許継続容認
(暫定的停止の解除)

一定の病気等にかかっている

聴聞、弁明の機会

運転免許の取消し等処分

3年以内に症状回復

条件により再取得時の一部試験免除

臨時適性検査の実施
(専門医の診断の実施)

一定の病気等にかかっていない

免許継続容認
(暫定的停止の解除)

平成25年改正道交法の運用状況(平成26年6月～平成27年5月末)

○ 免許取得・更新時における一定の病気等の症状に関する「質問票」による
病状申告者数 11万1,489人

○ 「質問票」を端緒とした行政処分件数 1,415件

○ 虚偽記載した「質問票」を公安委員会へ提出した者に対する検挙件数 8件

○ 一定の病気等に該当する者を診断した医師による任意の届出件数 184件

○ 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許効力の暫定的停止件数
195件

○ 一定の病気等に該当することを理由とする行政処分件数等

	統合失調症	てんかん	再発性失神	認知症	その他	計(件数)	運転適性相談 (件数)
平成25年6月～ 平成26年5月末	440	816	399	684	725	3,064	53,428
平成26年6月～ 平成27年5月末	1,006	2,313	926	1,165	2,301	7,711	70,744
増減 (増減率)	566 (+129%)	1,497 (+183%)	527 (+132%)	481 (+70%)	1,576 (+217%)	4,647 (+152%)	17,316 (+32%)

「痴呆疾患治療ガイドライン2002」 (日本神経学会)

「痴呆患者では、その心理的特徴を考慮すれば、運転中にとっさに必要となる適切な状況判断を下すことが困難となることが考えられる。明らかな痴呆と診断された患者(CDR 1以上)においては、事故の可能性、運転ミスの頻度が高まるので、運転することを止めるべきである。」

【Ⅲ 1 6) 痴呆患者の自動車運転】

《認知症に係る免許の可否等の運用基準》

介護保険法第5条の2に規定する認知症

- アルツハイマー型認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）等
 - 拒否又は取消し
- その他の認知症
 - 医師の回復の見込みについての診断に応じ、拒否若しくは取消し、又は保留若しくは停止
 - 保留・停止期間中に医師の診断を受けて更に判断

認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合

- 6月を目安として医師の診断を受けて判断

《 現 行 制 度 》

70歳から74歳までの者

運転免許証の更新時に高齢者講習を受講

75歳以上の者

- 運転免許証の更新時(3年に1度)に、認知機能検査を受検し、その結果、
 - 第1分類【認知症のおそれがある者】
 - 第2分類【認知機能が低下しているおそれがある者】
 - 第3分類【認知機能が低下しているおそれがない者】に分類され、認知機能に応じた高齢者講習を受講
- **第1分類であった者が一定の期間内に信号無視等の一定の違反行為をした場合には、専門医の診断(臨時適性検査)を受検**

2 改正の経緯

(2) 高齢者講習の在り方に関する調査研究

高齢者講習の合理化・高度化について検討するため、
2か年にわたり調査研究を実施

平成25年度 調査研究

- 高齢者講習受講者や高齢者講習指導員に対するアンケート調査の実施
- 高齢運転者に係る交通事故・違反の特徴と傾向の分析の実施等

平成26年度 調査研究

- 講習の合理化、講習の更なる充実(高度化)に関する検討の推進
- 高齢運転者講習のカリキュラム案が策定され、同カリキュラム案に基づいた実験教習の実施
 - 高齢者講習に係る具体的な制度案についての検討の実施

高齢者講習の在り方に係る報告書の提出(平成26年12月)

- ・ 高齢者講習の合理化・高度化
 - ・ 臨時の認知機能検査及び臨時の講習の導入
 - ・ 認知機能検査の第1分類の者に対する医師の診断の義務付け
- について検討すべき

(2) 高齢者講習の在り方に関する調査研究

高齢者講習(免許更新時)

現行制度

75歳未満の者
更新時に3時間の講習

75歳以上の者
認知症検査(30分)のほか、
更新時に2時間30分の講習

第3分類
認知機能が低下しているおそれがない者

第2分類
認知機能が低下しているおそれがある者

第1分類
認知症のおそれのある者

報告書概要

【高齢者講習の合理化】

高齢者講習を合理化し、**2時間**とする

【高齢者講習の高度化】

高齢者講習に、
個別指導・双方向型講義
を加え、**3時間**とする

高齢者講習の現行制度と報告書概要の比較

【現行制度】

【報告書概要】

75歳以上(第1・2分類)

講義	30分
運転適性検査 (視野、夜間視力、動体視力、 シミュレータによる検査)	60分
実車指導	60分
計2時間30分	

30分
延長

双方向型講義	30分(新規)
運転適性検査 (視野、夜間視力、動体視力、 シミュレータによる検査)	30分 ※30分短縮
実車指導(ドライブレコーダーを導入)	60分
個別指導・映像教養	60分(新規)
計3時間	

※ 個別指導については、受講者1人に対し30分実施し、待ち時間で映像教養を実施する。

双方向型講義とは

特徴



認知機能の低下をふまえた受講者個々の理解度に応じた講義

- ・ 受講者に質問したり発言させ、理解度を確認しながら進行
- ・ 受講者個々の知識・能力に応じた講習
- ・ 第3分類・75歳未満の者については、視聴覚資器材の活用
- ・ 申請取消し(自主返納)制度の教示

個別指導とは

実車指導をはじめ講習全般で把握した受講者個々の能力、特性をふまえた個別具体的な安全指導

◎ 認知機能検査の結果に応じた個別指導

★第1分類★

～運転の回避指導～

☆第2分類☆

～危険な状況の回避指導～

◎ 受験者個々の実態に応じた個別指導

(1) 実車指導で確認された危険な運転行動や、
運転個癖に対する具体的な安全指導

○ 実車指導時の映像活用

○ 運転行動診断票の活用

(2) 運転適性検査等に基づく運動機能の低下に応じた安全指導

(3) 地域の支援制度や移動手段等の教示

(4) 申請取消し制度等の教示

(2) 高齢者講習の在り方に関する調査研究

高齢者講習の現行制度と報告書概要の比較

【現行制度】

【報告書概要】

75歳未満

講義	30分
運転適性検査 (視野、夜間視力、動体視力、 シミュレーターによる検査)	60分
実車指導	60分
討議(ディスカッション)	30分
	計3時間

60分
短縮

双方向型講義	30分(新規)
運転適性検査 (視野、夜間視力、動体視力、 シミュレーターによる検査)	30分 ※30分短縮
実車指導(ドライブレコーダーを導入)	60分
削除 ※30分短縮	
	計2時間

75歳以上(第3分類)

講義	30分
運転適性検査 (視野、夜間視力、動体視力、 シミュレーターによる検査)	60分
実車指導	60分
	計2時間30分

30分
短縮

双方向型講義	30分(新規)
運転適性検査 (視野、夜間視力、動体視力、 シミュレーターによる検査)	30分 ※30分短縮
実車指導(ドライブレコーダーを導入)	60分
	計2時間

(2) 高齢者講習の在り方に関する調査研究

認知機能検査・講習に係る報告書概要

現在

認知機能は3年を待たずして低下する可能性があるところ、現在、**認知機能検査の機会**は**3年に1度に**限られており、認知機能の現状把握及び現状に基づく安全運転指導が行われていない。

認知機能
検査

高齢者
講習

3年

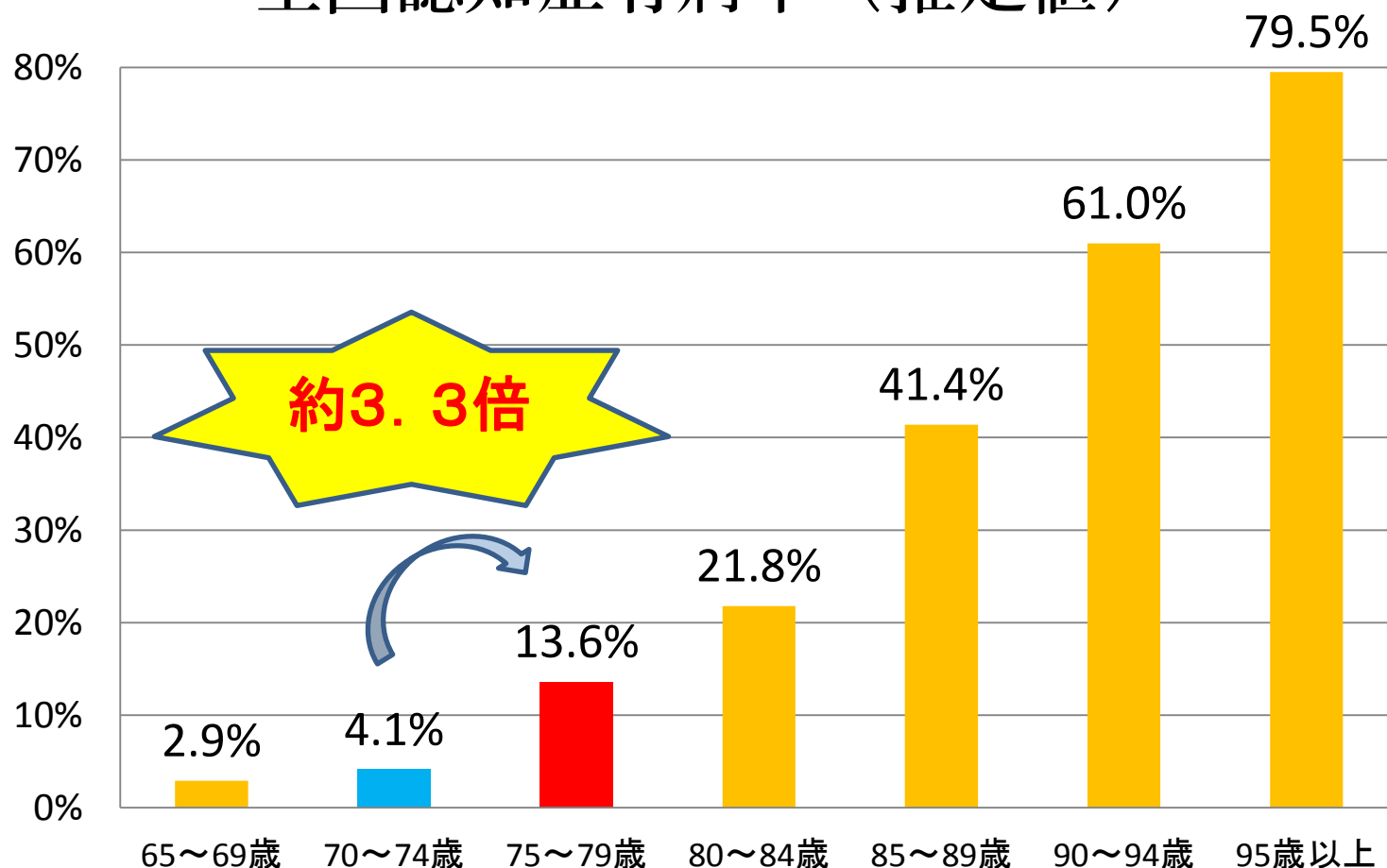
認知機能
検査

高齢者
講習

3年

(2) 高齢者講習の在り方に関する調査研究

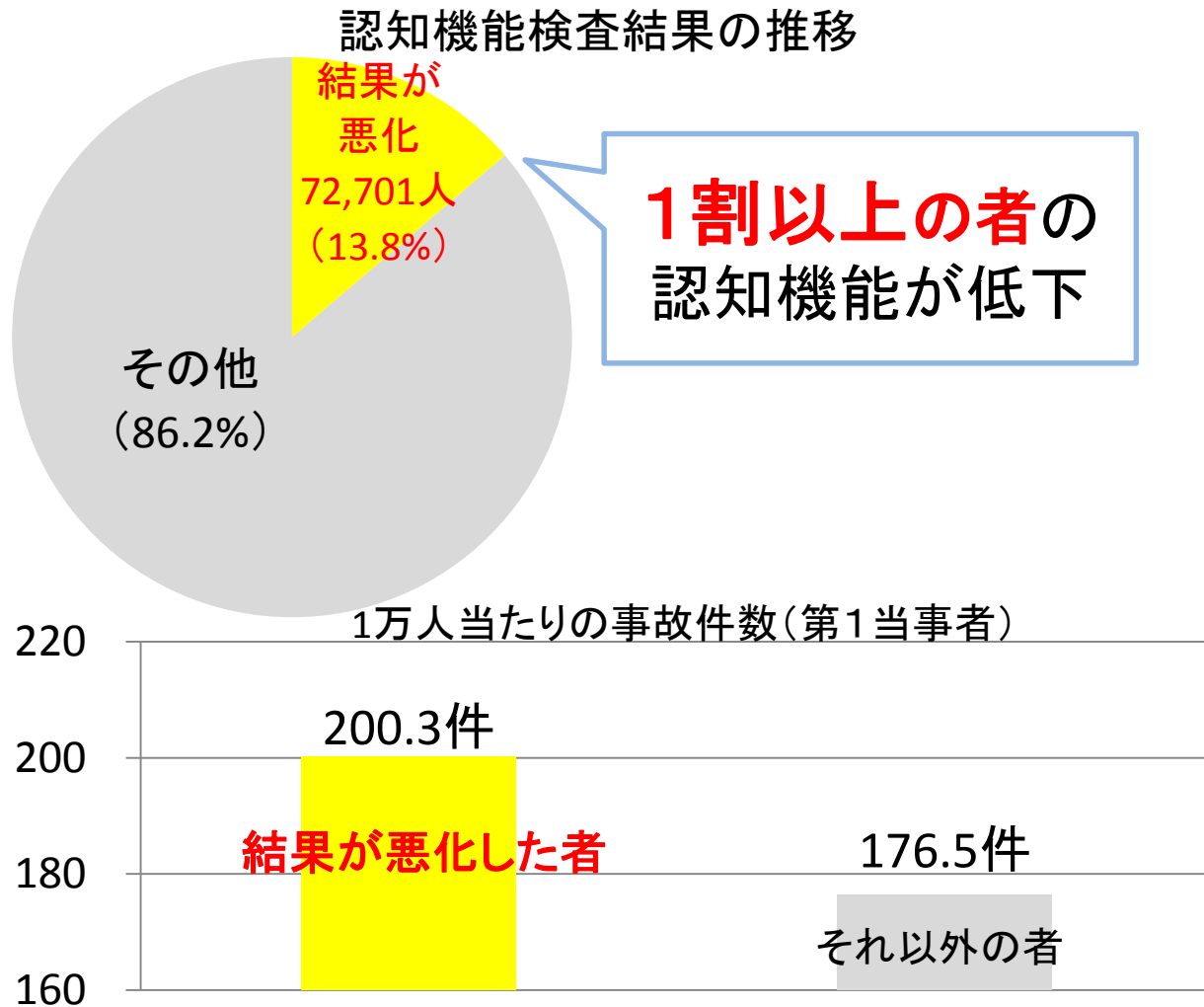
全国認知症有病率（推定値）



【出典】厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」平成23年度～平成24年度総合研究報告書（平成25年3月、研究代表 朝田隆）

(2) 高齢者講習の在り方に関する調査研究

認知機能検査結果の推移等(第2分類・第3分類)



**1割以上の者の
認知機能が低下**

認知機能は3年を待たずして低下する可能性があるところ、現在、認知機能検査の機会が3年に1度に限定されており、認知機能の現状把握及び現状に基づく安全運転指導が行われていない。

認知症患者による重大事件事例

- 平成**24**年2月**24**日 **81**歳男性 認知機能検査 第1分類
普通乗用車を運転中、踏切付近において、警報機等が作動していたにもかかわらず、踏切内に進入し、進行してきた電車に衝突。
助手席の妻は死亡。運転者は「事故前後の記憶がない」と供述。
運転者は、アルツハイマー型認知症と診断されていたが、一定の違反行為を行っていなかった。

- 平成**25**年**12**月**24**日 **83**歳男性 認知機能検査 第1分類
軽貨物自動車を運転中、赤信号を無視して交差点に進入、右から直進中の普通乗用車と衝突、死亡した。
衝突された普通乗用車の運転者(24歳、男性)は、停車中の車両に衝突するなどして、全身打撲の傷害。
死亡した83歳の運転者はアルツハイマー型認知症と診断されていたが、一定の違反行為を行っていなかった。

(2) 高齢者講習の在り方に関する調査研究

【認知機能検査・臨時適性検査(専門医の診断)】

現行制度

第3分類
(約63.8%)

認知機能の現状を
タイムリーに把握する制度
は存在せず
(3年ごとに更新時の認知
機能検査を受けるのみ)

第2分類
(約32.5%)

第1分類
(約3.7%)

警察が一定の違反行為
を把握した場合に限り、
医師の診断を受けても
らうこととなっている

報告書概要

【臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の導入】

認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為を行い、リスクが発現した人に**臨時に認知機能検査**を受けてもらうこととし、その結果、認知機能の低下のおそれが認められた人等には**臨時の講習**(個別指導を含む。)を受けてもらうこととする

【専門医の診断に係る制度の見直し】

一定の違反行為を行うことを待たずに、
医師の診断を受けることを要することとする

2 改正の経緯

(3) 高齢運転者による交通事故防止に関するアンケート

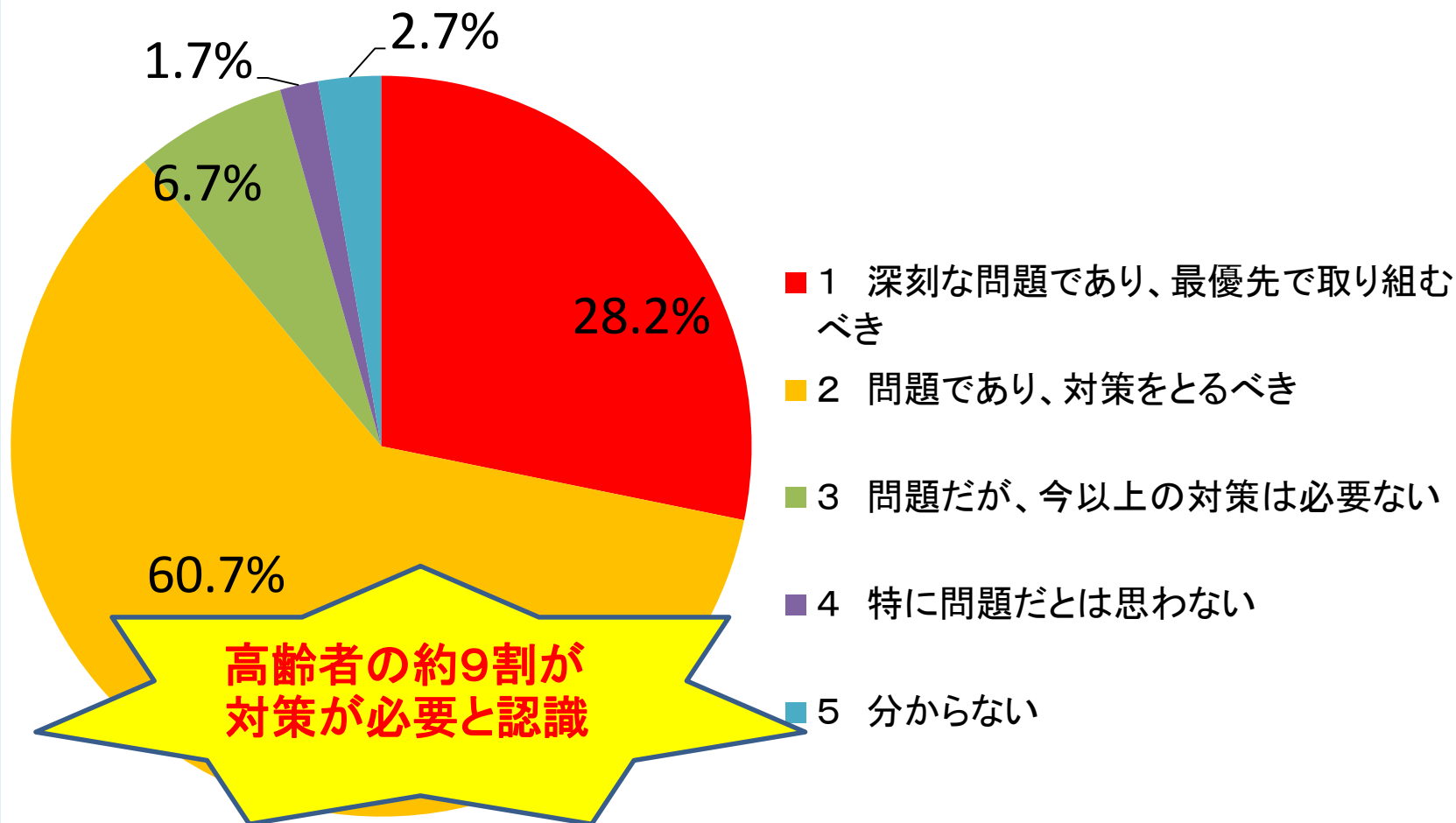
- 実施時期
平成26年4月
- 実施場所
運転免許試験場等
- 対象者
高齢者講習受講者3,000名（75歳以上369名）
- アンケート内容
 - ・ 高齢運転者による交通事故について
 - ・ 加齢に伴う身体機能の低下による身体機能の低下について等

2 改正の経緯

(3) 高齢運転者による交通事故防止に関するアンケート

実施結果

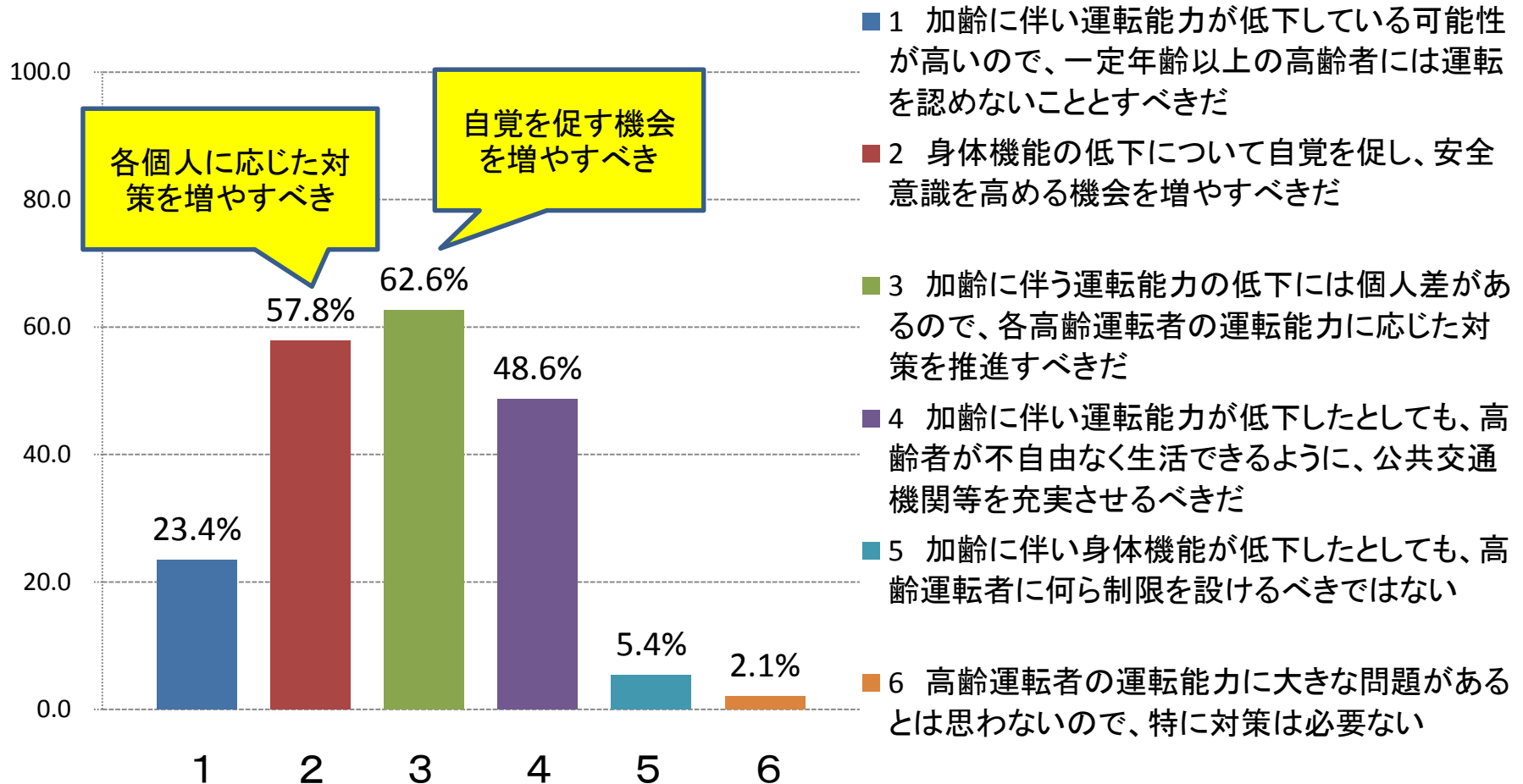
○ 75歳以上の運転者の交通事故についてどう考えるか。



2 改正の経緯

(3) 高齢運転者による交通事故防止に関するアンケート

○ 加齢に伴う身体機能の低下についてどう考えるか。 (複数回答可)



2 改正の経緯

(4) 道路交通法改正試案」に対する意見の募集結果の概要

○ 実施期間～平成27年1月16日から2月4日までの間

○ 意見総数～139件

改正試案に対する主な意見

○ 臨時認知機能検査制度の導入

- ・ 70歳以上は認知機能検査の対象とすべき
- ・ 若年性認知症もあるので、高齢者の認知症だけを対象とすべきでない

○ 臨時高齢者講習制度の導入

- ・ 認知機能が低下している者に対して講習しても効果は期待できない
- ・ 講習の受講待ちが悪化する懸念がある

○ 専門医の診断の対象拡大等

- ・ 医師の態勢を考えると運用が困難

○ 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習を受けなかった場合の免許の取消し等

- ・ 直ちに取消しの対象とするのではなく、免許の自主返納を勧告し、応じた場合は運転経歴証明書を発行するなどの措置を講ずるべき

意見に対する考え方

- ・ 認知症の有病率、死亡事故の状況等を踏まえれば、検査の対象は75歳以上が適当。75歳未満については、臨時適性検査や運転適性相談の的確な運用により対応
- ・ 臨時高齢者講習では、個別指導等により、特に認知機能の低下の状況に重点をおいた有効な運転指導等を実施する予定
- ・ 対象に応じた講習の合理化を図るほか、受講待ち解消に向けた受入体制の強化等を都道府県警察に指導
- ・ 専門医以外の医師が作成した診断書の提出も認める予定であり、適切な運用は可能。
政府の「認知症施策推進総合戦略」においても掲げられた、医師の認知症対応力の向上や態勢の充実について、関係機関等への働き掛けを実施。
- ・ 受検・受講対象となった者であっても免許の取消しを自ら申請し、運転経歴証明書の交付を受けることは可能

3 改正法の概要

(1)はじめに

臨時認知機能検査に関する規定の整備

認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした高齢運転者に対する臨時認知機能検査制度の導入

臨時高齢者講習に関する規定の整備

臨時認知機能検査の結果、認知機能が低下しているおそれがあると認められる者等に対する臨時高齢者講習制度の導入

臨時適性検査(専門医診断)等に関する規定の整備







認知機能検査において認知症のおそれがあると認められた者に対し、その者の違反状況にかかわらず、専門医の診断等を実施

3 改正法の概要

臨時認知機能検査に関する規定の整備

75歳以上の者が認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める違反行為をしたときは、その者に対し、臨時に認知機能検査を行う

現行道路交通法における基準行為について(道路交通法施行令第37条の7)

信号機の信号等に従う義務	例: 信号無視
  通行の禁止等	例: 通行が禁止されている道路を通行した場合
通行区分	例: 歩道を通行した場合、逆走をした場合
車両通行帯	例: 追い越しが終わった後も追い越し車線を通行し続けた場合
  横断等の禁止	例: 転回が禁止されている道路で転回をした場合
進路の変更の禁止	例: 黄の線で区画されている車道において、黄の線を越えて進路を変更した場合
踏切の通過	例: 踏切の遮断機が閉じている間に踏切内に進入した場合
  指定通行区分	例: 直進レーンを通行しているにもかかわらず、交差点で右折した場合
交差点における他の車両等との関係等	例: 交差道路が優先道路であるにもかかわらず、優先道路を通行中の車両の進行を妨害した場合
交差点における他の車両等との関係等	例: 対向して交差点を直進する車両があるにもかかわらず、それを妨害して交差点を右折した場合
環状交差点における他の車両等との関係	例: 環状交差点内を通行する他の車両の進行を妨害した場合
 横断歩道等における歩行者等の優先	例: 歩行者が横断歩道を通行しているにもかかわらず、一時停止することなく横断歩道を通行した場合
横断歩道のない交差点における歩行者の優先	例: 横断歩道のない交差点を歩行者が通行しているにもかかわらず、交差点に進入して、歩行者を妨害した場合
 徐行すべき場所	例: 徐行すべき場所で徐行しなかった場合
 指定場所における一時停止	例: 一時停止標識を無視して交差点に進入した場合

3 改正法の概要

臨時高齢者講習に関する規定の整備

臨時認知機能検査の結果、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして内閣府令で定める基準に該当するときは、その結果に基づいた高齢者講習を行う

3 改正法の概要

臨時適性検査等に関する規定の整備

認知機能検査において認知症のおそれがあると認められた者に対し、その者の違反状況にかかわらず、臨時適性検査（医師の診断）等を行う

4 今後の施行準備の状況

施行日

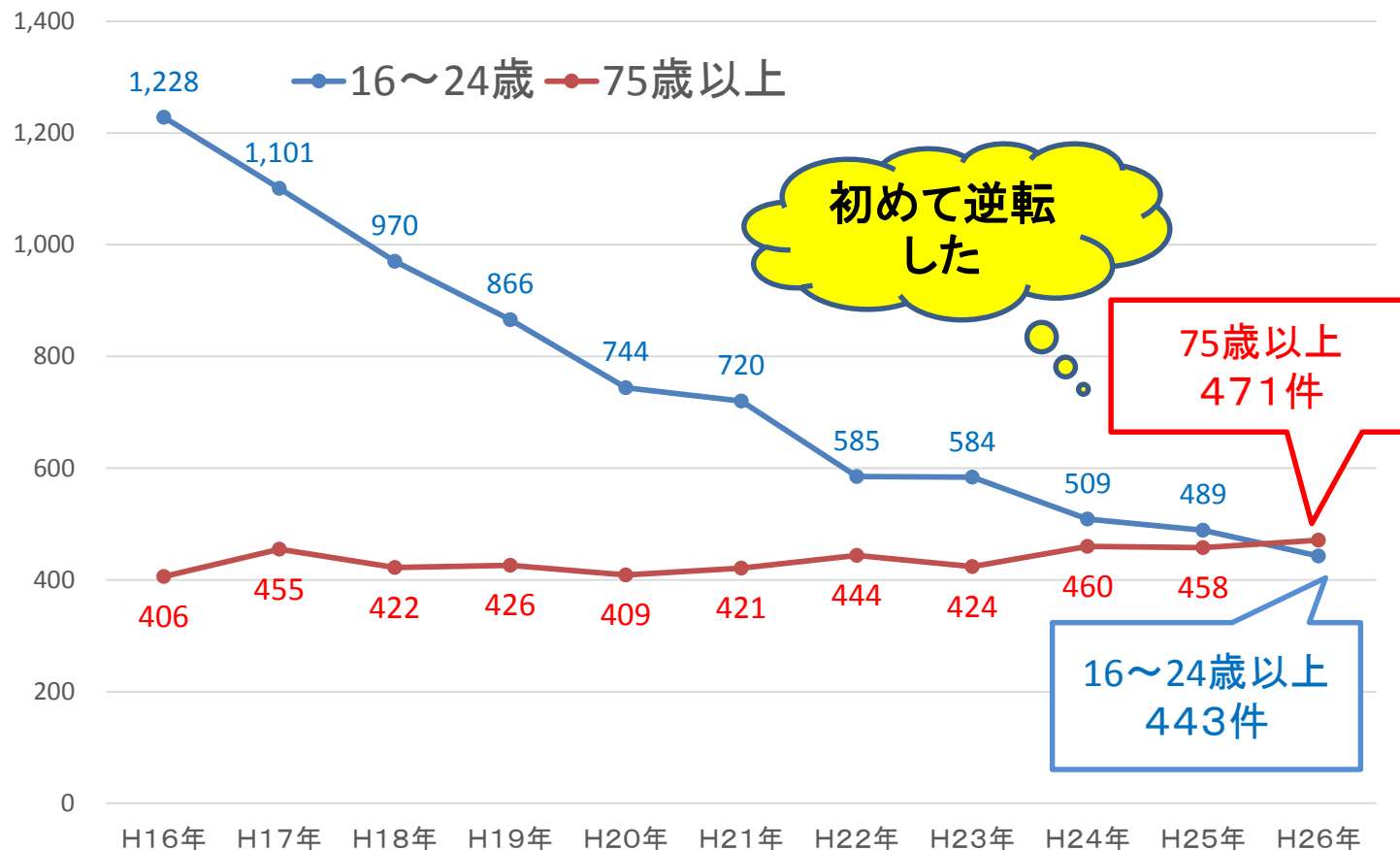
- 公布日（平成27年6月17日）から2年を超えない範囲内において政令で定める日

調査研究委員会

- 基準行為の選定
- 模擬講習の実施要領等

5 おわりに

年齢別の交通死亡事故件数の推移



5 おわりに

改正法の施行に向けては、
関係学会の皆様のご協力が不可欠